



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月2日(火) 第9949号

目次

ページ

告 示

- 免税証の無効(税務課) 2
- 令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等(建設企画課) 2
- 道路の供用開始(道路管理課) 16
- 河川整備計画の決定(河川課) 16

落 札

- 落札者等の決定(会計管理課) 16
- 同(ぐんま学園) 17

■ 告 示

◎群馬県告示第283号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和3年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
1000リットル券	鉱物の掘採事業	J041000271～ J041000274	4枚	令和3年6月1日から同年11月30日まで	群馬県前橋市西善町660-2 株式会社東日本宇佐美 上信越支店	高崎行政県税事務所	令和3年10月14日
1000リットル券	鉱物の掘採事業	J041000247～ J041000254	8枚	令和3年6月1日から同年11月30日まで	東京都中央区日本橋人形町3-8-1 太陽鉱油株式会社	高崎行政県税事務所	令和3年10月14日

◎群馬県告示第284号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に係る基本的事項及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和4年1月5日から施行する。

なお、令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和元年群馬県告示第177号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和3年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 建設工書の種類 建設工書の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、次の(1)から(4)までの全てを満たす者でなければ、当該申請を行うことができない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工書の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。

- (2) 1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）による客観的事項の審査を受けた者であること。
- (3) 納付すべき税を完納している者であること。
- (4) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者であること（当該保険に加入義務のない者を除く。）。
- (5) 共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあつては、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

なお、構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 構成員の数は、3社以内とする。

イ 構成員は、総合評定値が群馬県建設工事選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属するものの組合せとする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上とする。

エ 各構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (ア) 希望する建設工事の種類につき、同一の工事種別の資格審査申請を行わない者であること。
- (イ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
- (ウ) 希望する建設工事の種類につき、元請としての実績を有すること。
- (エ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを有し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。

- 3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

なお、有資格者は、一度審査を受けた業種について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期間内において再度審査を受けることはできないものとする。

- 4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

- 5 申請の受付期間 令和4年1月5日（水）から同月28日（金）までとする。

- 6 審査基準日 令和4年1月1日（土）

- 7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(27)及び(28)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行した身分証明書

(2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）

(3) 群馬県建設工事表彰要綱により表彰された場合は、優秀技術者表彰状の写し

(4) 不当要求防止責任者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する「責任者」をいう。）を選任し、その者が同条第2項に規定する講習を受講した場合、受講したことを証する受講修了書の写し

(5) 群馬県環境G S認定制度に基づく認定を受けている場合は、環境G S認定制度認定書の写し

- (6) エコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の写し
 - (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の事業主である場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - (8) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の一般事業主行動計画を策定し、届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届の写し
 - (9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項の一般事業主行動計画を策定し、届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届の写し
 - (10) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度に基づく認証を受けている場合は、群馬県いきいきGカンパニー認証証の写し
 - (11) 群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定を締結している場合は、災害応急対策業務に関する細目協定書の写し
 - (12) 群馬県の土木事務所との間で除雪契約を締結し、除雪機械又は除雪用アタッチメントを保有している場合は、除雪機械等保有申告書(別記様式第1号)
 - (13) 道路又は河川の清掃等の地域貢献を行った場合は、地域貢献確認申告書(別記様式第2号)
 - (14) 中学生の職場体験又は高校生、大学生等のインターンシップの受入れを行った場合は、その受入れに関する学校からの依頼書
 - (15) 職員又は役員に群馬県内の消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する確認書
 - (16) 前橋保護観察所長が証明する協力雇用主としての実績に関する証明書
 - (17) 暴力団離脱者受入企業として実績がある場合は、暴力団離脱者受入企業としての実績に関する確認書
 - (18) 建設キャリアアップシステムに事業者登録している場合は、登録を確認できる画面の写し
 - (19) 建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している場合は、加入証明書
 - (20) 建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施している技能講習又は安全衛生講習を受講した場合は、修了証の写し
 - (21) 別に定める講習又は説明会を受講した場合は、修了証の写し
 - (22) 一般社団法人群馬県建設業協会が実施する、環境すみずみパトロールに女性従業員が参加した場合は、その参加に関する証明書
 - (23) 関連業者報告書(別記様式第3号)
 - (24) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
 - (25) 営業所一覧表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面)
 - (26) 経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し
 - (27) 工事経歴書(建設業法施行規則別記様式第2号)
 - (28) 技術職員名簿(建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2)
 - (29) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
 - (30) 審査基準日現在有効な総合評定値通知書に記載された建設業の許可区分と審査基準日現在の建設業の許可区分とが異なる場合は、建設業許可通知の写し又は許可証明書
 - (31) 従来の級別格付から上位の級別格付となった場合に、従来の級別格付に残留を希望する場合は、級別格付残留措置適用申請書(別記様式第7号)
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

(2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知

(1) 知事は、資格審査の結果、資格の有無を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

(2) 知事は、申請者が資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和6年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地又は住所を変更したとき。

(3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

12 事業協同組合の特例

(1) 事業協同組合に係る資格審査において特例申請を希望する者は、7に掲げる添付書類のほか次に掲げる書類を添付して電子申請を行わなければならない。

ア 官公需適格組合証明書の写し

イ 審査対象者一覧表(別記様式第4号)

ウ 当該組合の役員名簿(別記様式第5号)

エ 当該組合の組合員名簿(別記様式第6号)

オ 当該組合及び各審査対象者の建設業許可通知・総合評定値通知書の写し

(2) 官公需適格組合として証明を受けている当該組合と組合員5者を限度として審査する。審査に当たっての総合評定値の算定は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合及び組合員に係る合計値により、その他の項目については当該組合及び組合員に係る数値の平均値により行う。

13 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び工種)について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

14 指名基準 建設工事に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、次に掲げる基準(以下「指名基準」という。)によらなければならないものとし、指名基準の運用基準は、別表による。

(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

- (2) 下請契約の状況
- (3) 審査基準日以降における経営及び信用の状況
- (4) 審査基準日以降における工事成績
- (5) 当該建設工事に対する地理的条件
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 当該建設工事についての技術的適性
- (8) 工事施工についての技術者の状況
- (9) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (10) 審査基準日以降における労働福祉の状況

別表 指名基準の運用基準

<p>1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 建設工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
<p>2 下請契約の状況 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 法に違反し、請け負った工事を一括して他の建設業者等に下請けさせていると認められること。</p> <p>(2) 法に違反し、他の建設業者等が請け負った工事を一括して下請負している場合であって、特に悪質であると認められること。</p> <p>(3) 建設工事に關し、下請契約状況について、事実と反する報告をしていると認められること。</p> <p>(4) 下請契約に際し、請負者等が、正当な理由なしに契約関係書類を作成していないと認められること。</p> <p>(5) 関係行政機関等からの情報により、下請代金の支払遅延や特定資材等の購入強制が行われている等請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
<p>3 審査基準日以降における経営及び信用の状況 銀行からの取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>
<p>4 審査基準日以降における工事成績 (1) 工事成績評定基準に定める工事成績（以下「工事成績」という。）について、過去2年度の間に60点未満の工事があり、改善が図られていない場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 表彰を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
<p>5 当該建設工事に対する地理的条件 本県内での工事实績等からみて、本県における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>6 手持ち工事の状況 手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて、当該建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>7 当該建設工事についての技術的適性 次の事項に該当するかどうかを勘案すること。</p> <p>(1) 当該建設工事と同種又は類似の工事について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
<p>8 工事施工についての技術者の状況 次の事項に該当するかどうかを勘案すること。</p> <p>(1) 工事種別に応じ、当該建設工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p> <p>(2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。</p>
<p>9 審査基準日以降における安全管理の状況 (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 本県が発注した建設工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認めら</p>

れるときは、指名しないこと。

(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

(4) 本県が発注した建設工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

10 審査基準日以降における労働福祉の状況

(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

(2) 本県が発注した建設工事について、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度への加入とその掛金の納付(共済証紙の購入及び貼付を含む。)が十分かどうかを勘案すること。

(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

別記様式第1号(規格A4)

<p style="text-align: center;">除雪機械等保有申告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: center;">除雪作業の実施にあたり、自社で保有する下記の除雪機械又は除雪用アタッチメントを使用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">除雪機械等名称</th> <th style="width: 20%;">メーカー名</th> <th style="width: 10%;">型式</th> <th style="width: 15%;">製造・車体番号</th> <th style="width: 10%;">性能</th> <th style="width: 30%;">所有・リースの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注1 対象となる除雪機械は、凍結防止剤散布車、ロータリー除雪車、除雪ドーザー、グレーダー及びトラクターショベルです。</p> <p>注2 対象となる除雪用アタッチメントは、凍結防止剤散布装置及びスノープラウです。</p> <p>注3 除雪機械保有の場合は、審査基準日現在有効な車検証の写しを添付してください。車検証がない場合は、所有又はリースに係る契約書の写しと特定自主検査記録表の写し(審査基準日直前1年以内のもの)を提出してください。</p> <p>注4 除雪用アタッチメント保有の場合は、購入時の納品書の写し及び、アタッチメント装着時の写真を添付してください。納品書がない場合は、所有が分かる資料を提出してください。</p> <p>注5 群馬県から貸与されている除雪機械等は、対象外です。</p>								除雪機械等名称	メーカー名	型式	製造・車体番号	性能	所有・リースの区分	1							2						
	除雪機械等名称	メーカー名	型式	製造・車体番号	性能	所有・リースの区分																					
1																											
2																											

別記様式第2号（規格A4）

地 域 貢 献 確 認 申 告 書			
群馬県知事 あて		年 月 日	
所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名			
地域貢献活動につきまして、下記のとおり申告いたします。			
記			
社 会 貢 献 の 種 類 （1～3の該当するものに ○をつけてください。）	1 道路清掃等のボランティア活動 2 河川等の環境保全のための活動 3 建設業を活かした地域貢献活動		
実 施 時 期			
場 所			
参 加 従 業 員 数		全 従 業 員 数	
活 動 の 内 容 （活動の内容を具体的に記 載すること。）			

注 活動内容が客観的に判断できる資料を併せて提出してください。

別記様式第3号(規格A4)

関 連 業 者 報 告 書					
内 訳 区 分		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資 本 と の 関 連	業 者 名	株 式 総 数 ・ 出 資 総 額	所 有 株 数 ・ 出 資 額	割 合
	(株 式 (総 数 に 対 する 割 合) 出 資 (総 額 に 対 する 割 合))				
	人 事 面 の 関 連	業 者 名	役 職 名		
	(役 員 の 兼 務 状 況)				
	そ の 他	業 者 名	関 係 内 容		
	(特 別 な 提 携 関 係)				
当社と関連のある業者について、上記のとおり報告します。 年 月 日 群馬県知事 あて 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名					

注 「資本との関連」、「人事面の関連」、「その他」の各区分ごとに関連業者を記載してください。関連業者がない場合は、それぞれに「該当なし」と記載してください。

別記様式第4号(規格A4)

審査対象者一覧表

(組合名)

建設工事種別	商号又は名称	代表者	所在地	電話番号

別記様式第7号(規格A4)

級別格付残留措置適用申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
業者番号

令和4年4月1日から令和6年3月31日までを有効期間とする群馬県建設工事入札参加資格業者名簿における「級別格付残留措置制度」の適用について、次の業種への適用を希望します。

適用業種

級別格付残留措置制度を適用する業種のチェック欄に○を記載してください。

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ
チェック欄																

業種	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
チェック欄													

業種について

土=土木一式 建=建築一式 大=大工 左=左官 と=とび・土工・コンクリート 屋=屋根 電=電気
 タ=タイル・れんが・ブロック 鋼=鋼構造 筋=鉄筋 舗=舗装 し=しゅんせつ 板=板金 ガ=ガラス
 塗=塗装 防=防水 内=内装仕上 機=機械器具設置 絶=熱絶縁 通=電気通信 園=造園 井=さく井
 具=建具 水=水道施設 消=消防施設 清=清掃施設 解=解体

【注意事項】

- 注1 従来の級別格付から上位の格付に上がる場合に適用されます。
- 注2 従来の級別格付から下がる場合(A→B・C, B→C)には適用されません。
- 注3 従来の級別格付が無い場合(前回の資格認定がない場合)には適用されません。
- 注4 申請書提出後の取下げはできません。提出前に制度の適用について再度確認をお願いします。

◎群馬県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	長久保郷原線	安中市松井田町上増田字上細ノ原3715番の1地先から同市同字同3680番の10地先まで	令和3年11月2日

◎群馬県告示第286号

利根川水系吾妻川圏域河川整備計画を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により、告示する。

その関係図書は、群馬県県土整備部河川課、群馬県渋川土木事務所及び群馬県中之条土木事務所に備え置き、縦覧に供する。

令和3年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m ³ 、自然流下式）	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	5,392,200円
	凍結防止剤散布装置（車載式、1.5m ³ 、ベルトコンベヤ式）	1台			
イ	マルチスノーブラウ（小型トラック（2t）又は中型トラック（4t）装着用、ブラウ幅2,200mm以上2,450mm未満）	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	5,209,600円

	マルチスノープラウ(小型トラック(2t)又は中型トラック(4t)装着用、プラウ幅2,400mm以上2,500mm未満)	1台			
ウ	除雪トラック(3t級、4×4、プラウ付、散布装置付)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	18,066,400円

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年9月28日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和3年8月17日

次のとおり落札者を決定した。

令和3年11月2日

群馬県立ぐんま学園長 菊地 常仁

- 1 落札者に係る特定役務の名称及び数量 群馬県立ぐんま学園調理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地 群馬県立ぐんま学園総務企画係 群馬県前橋市川原町826番地
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シー・アンド・エス 群馬県渋川市赤城町勝保沢732番地3
- 5 落札金額 46,728,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年7月13日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111